平成２５年（フ）第１９４１号
大阪府豊中市西泉丘２丁目2460番地の１206号
債務者　古本　光広
１　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３号
島根県雲南市大東町大東1734番地
債務者　青砥　裕二
１　決定年月日時　平成25年５月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月19日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５７２号
愛知県知多郡美浜町大字北方字西側112番地12
債務者　山本　幸子
１　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１号
福島県いわき市若葉台１丁目11番地の22
債務者　鈴木　美幸
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第２４号
茨城県笠間市八雲１―４―10大和アパート、住民票上の住所茨城県笠間市押辺2124番地39
債務者　田中　春美
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１２２号
茨城県水戸市大塚町1865番地の27　ウィルオオツカ101号
債務者　木下美代子（旧姓油利）
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１２５号
茨城県那珂郡東海村大字須和間113番地３
債務者　砂押　鳴美
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１２８号
茨城県ひたちなか市共栄町９番12号　サンヒルズⅠ202号
債務者　布重　えり（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第８５号
茨城県つくば市真瀬105番地31
債務者　山田　義宏
１　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第９５号
茨城県つくば市松代３丁目18番地１　サンビレッジＡｂｂｅｙ　Ｂ棟201号
債務者　武田　仁美
１　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２７号
千葉県茂原市大芝606番地
債務者　髙橋千枝子
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
千葉県いすみ市大原9274番地
債務者　齋藤　廣徳
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第３３号
千葉県いすみ市大原9274番地
債務者　齋藤八重子
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第３６号
千葉県長生郡長南町芝原168番地
債務者　中村　成文
１　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
新潟市中央区花園２丁目３番23号　新潟ステーションハイツ406号、前住所千葉県印旛郡栄町安食台４丁目20番９号
債務者　村越　友樹
１　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１１号
金沢市直江北１丁目231番地
債務者　瀬戸　正助
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第１１２号
金沢市窪７丁目281番地　ヴィアーレ伏見台307号、従前の住所金沢市窪５丁目628番地、従前々の住所金沢市富樫１丁目４番14号、従前々々の住所金沢市野町１丁目１番７号
債務者　中川しのぶ
１　決定年月日時　平成25年５月９日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年７月８日まで
金沢地方裁判所